

令和元年12月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和元年12月18日(水) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時32分

場所 第8委員会室

出席委員 武内政文委員長
石渡豊副委員長
関根信明委員、藤井健志委員、浅井明委員、岩崎宏委員、宮崎栄治郎委員、
平松大佑委員、江原久美子委員、辻浩司委員、井上将勝委員、守屋裕子委員、
中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]
森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、
武澤安彦危機管理課長、鶴見恒消防防災課長、鈴木郁夫化学保安課長、
普家俊哉危機管理課危機対策幹

[産業労働部]
高橋利維産業支援課副課長、齋田克巳金融課副課長

[農林部]
佐藤正行農業支援課長、林淳一農村整備課長、長谷川征慶農業政策課副課長、
戸田信司森づくり課副課長

[県土整備部]
北田健夫県土整備部副部長、林雄一郎参事兼河川砂防課長、
落合誠道路環境課長、海老原正明水辺再生課長

[都市整備部]
関根昌己住宅課長

会議に付した事件

災害に強いまちづくりについて

関根委員

- 1 令和元年台風第19号への対応として、各省庁等からのリエゾンの受入れの詳細はどのようなになっているのか。
- 2 県営住宅の無償提供について、対象となる被災者はどのような方であり、どれくらいの期間借りることができるのか。また、申込状況はどうであったのか。
- 3 利根川上流のハツ場ダムが治水効果を発揮していたが、具体的な効果はどのようなものであったのか。
- 4 国等のダムでは事前放流を行っていたが、県としては、今後、事前放流についてどのように対応していくのか。
- 5 台風第19号への対応に関する課題について、どのように考えているか。

消防防災課長

- 1 台風第19号が本県を直撃した10月12日から11月15日まで間、内閣府、国土交通省、気象庁など合計11省庁及び自衛隊から、延べ488人の情報連絡員、いわゆるリエゾンを派遣していただいた。災害対策本部会議に出席いただくとともに、連日開催された省庁間連絡会議により、被害情報や各機関の災害対応進捗状況について情報共有を行い、災害対応に関する助言を頂いた。例えば、気象庁については、台風第19号による降雨量見込み、通過後の台風第20号及び21号の進路予測及び埼玉県への影響などを御説明いただいた。内閣府については、住家被害認定調査に関する助言、災害対応全般に関する助言を頂いた。国土交通省については、国直轄河川の応急復旧状況や国の補助金制度について御説明いただいた。また経済産業省については、段ボールベッドや乾燥機付洗濯機など、県では備蓄していない物資の調達に御協力いただき、要請があった市町村に提供した。本県は災害対応の経験が少なかったため、各省庁の専門的知見及び経験に基づく意見は災害対応に非常に有用であった。今後も、いざという時に円滑に連携が図れるよう努めたい。
- 5 県内全域で深刻な被害が発生した台風第19号は、これまでに職員が経験したことのない災害であった。災害対応に当たる市町村でも想定外のことが多々あったと聞いている。今後、様々な状況を想定した図上訓練を関係機関と実施することで、想定外をなくしていきたい。また、国直轄河川の決壊情報の県への連絡が遅れたことなど、国との連携体制も改善すべき点があった。さらに、市町村との情報共有体制や、国のプッシュ型支援の受入体制、市町村事務の応援体制などにも課題があった。災害救助事務や被災者生活再建支援などで今も事務が錯綜しており、検証をすぐできるような状況にはなっていないが、今後、なるべく早く検証を進めていきたいと考えている。

住宅課長

- 2 対象となる被災者は、り災証明書で自宅が一部損壊、いわゆる準半壊以上の被害を受けている方である。提供期間は、原則6か月である。ただし、自宅の修繕が終わらないなど、やむを得ない事情がある場合は、更に6か月の延長が可能になる。申込状況については、浸水被害が大きい川越市や東松山市内の県営住宅を中心に135戸を選定し、現時点で43世帯からの申込みがある状況である。

水辺再生課長

- 3 利根川上流ダム群については、ハツ場を含む7つのダムで約1億4,500万立方メートルを貯留し、八斗島観測所で約1メートルの水位を低下させた。埼玉県は、有間ダム、合角ダム、権現堂調節池の3つがあり、合計で約1,200万立方メートルを貯留し、東京ドーム約10杯分の貯留効果があった。例えば、有間ダムでは、下流の小瀬戸観測所で約53センチメートルの水位を低下させる効果があった。
- 4 事前放流は利水容量の一部を放流することから、利水者の合意が必要であり、県管理ダムではこれまで行ったことがなかった。しかし、台風第19号後の台風第21号の際にはダムが満水であったため、利水者と調整を行い、初めて事前放流を行った。今後は、更に利水者と協議を重ねて対応を検討していく。

守屋委員

- 1 台風第19号について、災害対策本部や災害即応室を設置したとのことであるが、どのように対応したのか。
- 2 避難に当たって、高齢者や障害者などの弱者の優先避難については、どのような状況であったのか。福祉施設などでは若干避難が遅れたと聞いており、全県的に見直す必要があると考えるが、どのように改善していくのか。
- 3 商工業の再建支援として中小企業への融資限度額を拡大したとのことだが、経営が厳しい企業については、融資ということでは再建が難しいのではないか。この支援策で企業のニーズに応えられているのか。
- 4 SNS災害情報サポーターは、台風第19号ではどのように活用されたのか。

消防防災課長

- 1 台風第19号では、まとまった雨量が見込まれることから、台風対策会議を開催し、市町村の被害情報をプッシュ型で収集することとした。これは、千葉県の台風第15号での経験を生かして行ったもので、必要な場合には速やかに市町村へ市町村情報連絡員を派遣することなどを県の対応方針として決定した。これを受け、秩父地域の1市4町に対し、豪雨による土砂崩れや交通途絶に備えて、台風上陸前の10月12日10時には市町村情報連絡員を派遣した。また、その後、被害が広範囲に及ぶことが見込まれたことから、13日までにさいたま市を除く62市町村に市町村情報連絡員を派遣した。13日の午前8時30分には、自衛隊に災害派遣要請を行い、秩父市などへ速やかな給水活動などの支援活動を行うことができた。
- 2 高齢者や妊婦などの避難行動に時間がかかる方々には、早めの避難を呼び掛ける必要がある。このため、県が作成している市町村向けの「避難勧告等判断伝達マニュアル作成例」では、避難に時間のかかる要配慮者の避難に要する時間を考慮して、警戒レベル4に当たる避難勧告を発令する前に、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令することとしている。また、夜間や早朝に発令が想定される場合には、その前の夕方の時点で警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令することとしている。このような趣旨を踏まえて、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」をできるだけ早めに発令するよう市町村防災担当課長会議で周知を徹底している。
- 4 SNS災害情報サポーターについては、台風第19号関連情報の発信として10月12日から25日の間に65件のツイートがあった、小鹿野町の河川増水状況、秩父市及び飯能市の道路土砂崩れ状況、川口市の浸水状況など被災現場の場所や写真等の被災情報が収集できた。これらの情報から被害の甚大さを把握し、災害救助法の適用や自衛隊

の災害派遣要請の必要性等の検討材料とした。

金融課副課長

- 3 制度融資については、被害発生後に調査を行い、その時点で把握できた被害状況を基に補正予算により融資限度額を拡大することとした。その後の調査により被害状況が明確になってきたことや、国の財政支援が見込まれることになったことなどから、本定例会に補助制度の創設のための予算を提案した。11月末時点では、台風第19号に関しての制度融資の申込みは27件であるが、今後は、補助制度と制度融資を合わせて活用していただくことで、再建に向けた支援を行っていききたい。

辻委員

- 1 県の防災体制の根拠法令は何か。また、災害の局面により体制が変わるが、その役割や機能の違いは何か。
- 2 台風第19号による県東部の被害状況の特徴は何か。

消防防災課長

- 1 災害対策本部については、災害対策基本法が根拠法令となる。情報連絡室及び災害即応室については、災害対策本部設置要綱に体制を定めている。情報連絡室は、震度4や大雨警報等の時に設置し、危機管理防災部職員3名から7名で情報収集や報道発表を行う。災害即応室は、2段階の体制となっている。震度5弱や台風直撃等の場合は、情報収集体制として、情報の収集及び報告を任務とした336人が活動する。さらに、災害救助法の適用等があると警戒体制に移行し、災害状況の調査や応急対策業務、非常体制の実施への備えについて914人が活動する。非常体制とする災害対策本部については、多数の市町村が災害救助法の適用を受けた場合に設置し、教育局を含め、警察を含めない県職員約2万人で組織及び機能の全てを挙げて活動する。

参事兼河川砂防課長

- 2 今回の台風第19号では、県東部においても記録的な豪雨となった。県内にある気象台の14の雨量観測所のうち11か所で記録を更新する状況であり、県全体で大変な大雨であったが、とりわけ県西部の方が激しかったということである。県東部においては、地形的な特徴として低平地であることから、河川に流入する前に氾濫が起きる内水被害が発生した。この対策としては、下水道の整備により速やかに雨水を河川に排水することや、流域の市町村において、校庭貯留や公園貯留など、できるだけ雨水を流域で貯め込んだり雨水を地下に浸透させることが大切である。こうした取組と連携して河川の水位を低下させることが有効であるため、河川管理者としても、河道掘削を行うなど市町村と連携しながら対応していくことで、内水被害の軽減に寄与していきたい。

辻委員

首都圏外郭放水路や三郷排水機場を整備したことで、春日部市や越谷市の内水被害には効果があったのか。

参事兼河川砂防課長

首都圏外郭放水路などでは、中川・綾瀬川流域で降った雨の約3割を排水ポンプで江戸川に排水したことにより、流域の浸水戸数を約9割軽減した。このように流域に降った雨

を流域外に強制排水することで、流域内を流れる河川の水位が低下することから、その結果として内水もはけやすくなり、内水被害の軽減につながる効果がある。

浅井委員

- 1 災害即応室設置の後に各省庁等から連絡員が入ったとあるが、詳細はどうなっているのか。
- 2 10月13日に行った自衛隊の災害派遣要請については、どのような経過で8時30分に要請を行うこととなったのか。

消防防災課長

- 1 内閣府には、各省庁のとりまとめ等を行っていただいた。総務省公務員部については、被災市区町村応援職員確保システムという、被災していない他の都道府県又は政令指定都市が一つの被災市町村を応援する人的応援支援の仕組みに関して、連絡調整をしていただいた。今回被害の大きかった3市に、この制度の利用について直接打診をしていただいたが、今回は活用されなかった。国土交通省については、河川等の災害対応や仮設住宅の提供に関する情報提供をしていただいた。関東農政局には、食料のプッシュ型支援の連絡調整をしていただいた。関東財務局には、未利用地や人的応援に関する調整や金融関係の情報提供を行っていただいた。関東経済産業局には、段ボールベッドや紙おむつ等の物資支援、燃料、電源車の調達に関する調整を行っていただいた。関東地方環境事務所には災害廃棄物の処理に関する連絡調整をしていただいた。自衛隊については、東松山市の災害廃棄物の除去、秩父市での給水支援、川越市のキングスガーデン入居者の救助のほか、段ボールベッドの輸送活動も行っていただいた。
- 2 災害派遣要請については、台風通過直後、河川の決壊などで災害発生のおそれが高まっているということで午前8時30分に要請した。

平松委員

- 1 台風第19号の際のSNS災害情報サポーター事業の評価や課題について、どのように考えているのか。
- 2 SNS災害情報サポーターの確保状況については、どうなっているのか。

消防防災課長

- 1 SNS災害情報サポーター事業は、まだ始めて間もないため根付いていないと思われるが、65ツイートという結果については、少なかったと感じている。
- 2 サポーターに対する研修については、消防団員向けに分団長会議などで23回、自主防災組織リーダー向けに養成講座などで5回、企業等向けに6回の合計34回を開催し、1,680人に参加していただいた。今後も開催していく。

中川委員

- 1 台風第19号の雨量が多かった県南西部においては、秩父地域等の保水力によって被害が軽減されたと考えるが、もし、北東部で雨量が多かった場合はどのような状況になっていたのか。
- 2 県有施設の学校等の避難所において、災害情報を得るためのテレビの設置状況がどうなっているか把握しているか。
- 3 普段、住民は県有施設には余りなじみがないため、避難所に指定されている県有施設

の場所が分からない状況である。避難所の掲示についてはどうなっているのか。

- 4 火災保険の水害保障特約を付帯している埼玉県民の割合及び付帯率の高い都道府県の割合はどうなっているのか。

消防防災課長

- 1 南西部に降った雨も荒川に流れて北東部に入ってくることから、時間がたっても警報が継続する状況である。台風による雨量が多い場合は、北東部でも南西部でも同じ対応になると考えている。早めの避難情報を発信することが基本と考えている。今回はこれまでに経験したことがないような災害であったため、市町村からの意見も聴きながら検証を行い、今後の対応を考えていきたい。
- 2 県有施設の避難所にテレビは設置されていないと思われるが、避難所を指定している市町村の意見を聴きながら検討したい。
- 3 避難所の掲示については、県有施設であっても避難所を指定している市町村が設置するものと考えているが、状況がどのようになっているのか市町村に確認したい。
- 4 火災保険の水害保障特約等の加入率については、いろいろな機関において様々な割合が出されている。内閣府からは66パーセント、厚生労働省からは31.1パーセントである。損害保険料率算出機構からは、埼玉県では71.8パーセントと発表されており、都道府県で一番高いのは山口県の81.8パーセントとされている。台風第19号により甚大な水害を受けたことから、県民の関心も高くなっているため、早めに検討して加入を促していきたい。

岩崎委員

台風第19号により荒川には土砂が堆積し、あちこちで河床が上がってしまっている。今後、河床のしゅんせつや土砂の撤去を計画的に実施していくのか。

参事兼河川砂防課長

埼玉県の地形的な特性として、河川が西部の山間部から平地に流れる際、勾配が急な所から一気に緩やかな所へと変化することがある。山の方で削られた土砂が平野に出てきてたまることから、洪水の水位が上がり、氾濫するリスクが高まる。今回の水害については、既に応急復旧工事は終わっているが、今後、河川施設が傷んだ所は災害復旧工事を行っていく。また、越水・いっ水管所については、土砂撤去や樹木の伐採を行い、洪水が流下しやすい河道を造っていく。本県においては、堤防が2か所で決壊したが、仮に洪水が堤防を越水したとしても、少しでも堤防が粘り強く、破堤しにくくなるよう、堤防天端の舗装や平坦性確保を実施していく。また、荒川の下流は国が管理する河川であるが、上流等にある県管理河川をしっかりと整備していくために、国に対しても治水対策をしっかりと実施するよう申入れを行っていく。

岩崎委員

- 1 秩父地域では、個人で山に設置した林内作業道の被災がかなり発生している。崩れた土砂が林道や沢に落ち込んでおり、来年の出水期になると土砂ダムになることが懸念される。そのすぐ下に県道が通っているような場所もある。放置はできないと思うが、対応策はあるのか。
- 2 林内に放置された間伐材の流出被害対策はどうなっているのか。

森づくり課副課長

- 1 個人で設置した林内作業路については、被災に関して直接支援する制度はない。そのため、森林整備の一環として造林補助金などの活用を図りつつ、復旧していただくことになる。
- 2 補助制度などによって間伐材の有効活用を図り、林内へ放置される間伐材を減らす対策を行っているとともに、流出対策として流木災害防止工の設置も進めている。

石渡副委員長

さいたま市を除く62市町村に市町村情報連絡員を派遣したとのことであるが、上尾市にも派遣したのか。また、上尾市内で行われた防災ヘリによる救助活動の場所は、開平橋近くの工場でよいか。

消防防災課長

上尾市にも市町村情報連絡員の派遣を行った。また、防災ヘリのあらかわ4号が開平橋近くの工場において救助活動を行った。

石渡副委員長

昨日の読売新聞の報道を見て大変驚いた。上尾市が、台風第19号の被災翌日である10月13日の午前0時に、被害の把握をせずに災害対策本部を解散し、翌朝には避難所を全て閉鎖していたとの内容である。12日に台風が県内を直撃した際、上尾市では、床上・床下浸水など住宅被害が82棟に上り、避難が必要になった人がいたにもかかわらず、13日朝には全て避難所を閉鎖していたのである。上尾市は、「台風が通過したことで避難所運営の必要はないと考えてしまった、きめ細かな現場の状況把握に努めるべきだった」としている。県は、上尾市に状況の確認を行ったのか。また、他市町村でも同じようなことが起きていたのか。

消防防災課長

当課もそうした状況を把握しておらず、新聞報道で知ったところである。明後日20日に上尾市から状況を聴取する予定である。

石渡副委員長

我々県議会議員は、県から各市町村の状況を聴き、県民が守られているのかを把握・確認し、危機管理防災部をはじめ、全庁挙げて災害対応に当たっている職員を、何としても後押ししなければならないという思いに立つ。その思いに照らして上尾市はどうか。上尾市が災害対策本部と全ての避難所を閉鎖した後、我々は毎日、代替りの避難所に行って炊き出しをしてくれる人をお願いしたり、毛布を何とか他の自治体から手配したりした。民間会社が弁当を無償提供もしてくれた。しかし、その間、上尾市は何もやっていない。被災から4、5日目になってようやく上尾市職員が避難所に来て、被災証明の手続や行政が何をできるか等を説明する機会を設けると話していた。それまで上尾市は何をやっていたのかということである。各市町村の災害対策本部の開設・閉鎖、避難所の開設・閉鎖、避難所の数、避難者数を県が把握することは重要だと考えるが、県はこうした報告を受けたのか。上尾市は、災害対策本部を解散し、午前8時30分に全ての避難所を閉鎖した後、県に対して避難者ゼロの報告を行っているが、この報告を受けてどう感じたのか。県は、市町村情報連絡員を派遣して情報収集しているほか、各市町村から各種災害の報告を受け

ているのだから、おかしいと気付けたのではないか。

消防防災課長

災害対策本部の設置・閉鎖、避難所の開設・閉鎖などの情報は、各市町村から災害オペレーションシステムによって報告が来ている。それらは重要な情報であるが、市町村も様々な対応を行っている中で、システムへの入力が遅れることが結構あるのは事実である。また、どこまで入力内容が正確なのか、漏れはないのかということもある。そうした入力遅れなどの状況については、今後、検証を行いたい。

石渡副委員長

上尾市は本当にガバナンスが効いていない。だから、今回のようなことが起きる。それで誰が困るかといえば、県民である。県は、上尾市から状況を聴取することだが、上尾市をしっかり指導する決意について、部長に伺う。

危機管理防災部長

副委員長の御指摘はもっともである。市町村自らの判断も重要であるが、県としても市町村の災害対応について十分に注意を払うことが重要であった。上尾市に経緯を確認した上で、他市町村も含めてそのような状況にならないよう、今回の教訓を今後につなげていきたい。